

## 第148回 日商簿記検定試験に関するご案内

十日町商工会議所

【主催】 日本商工会議所 ・ 十日町商工会議所

1. 試験日時 平成30年2月25日(第4日曜)  
3級……午前9時00分～(2時間)  
2級……午後1時30分～(2時間)
2. 試験会場 十日町商工会議所(エコマール) 十日町市駅通り17番地
3. 受験料  
2級 4,630円(税込)  
3級 2,800円(税込)
4. 受験申込み方法  
☆受付期間 平成29年12月18日(月)～平成30年1月26日(金)  
☆受付場所 十日町商工会議所 簿記検定係(Tel.025-757-5111)  
〒948-0088 十日町市駅通り17番地  
☆申込み方法 ①当所で交付する申込書に、所定の事項を記入し受験料を添えてお申込み下さい。  
**※現金書留でも可**  
②受付後の取消しは出来ません。  
③試験中止のとき以外は、申込み後の受験料はお返しいたしません。  
④別紙記載の「受験者への連絡・注意事項」をお読み頂き申込書に署名をして下さい。
5. 合格基準 満点を100点とし、得点70点をもって合格とする。
6. 受験票の交付 試験日より1週間前までに届くように郵送します。受験票が届かなかつたり、その他不明な点がありましたら至急ご連絡下さい。
7. 合格発表 平成20年3月5日(月)十日町商工会議所に掲示(2週間程度)  
尚、ホームページ上に受験番号のみ掲載させていただきますので宜しくお願いします。  
※ホームページアドレス <http://www.tokamachi-cci.or.jp>

※掲示発表以降、合否及び成績につきましては郵送いたしますので、  
電話での問合せはご遠慮頂きます。

## 「受験者への連絡・注意事項」

### ●試験会場への携行品

試験当日は次のものを必ず持参してください、受験票、筆記用具(HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル及び消しゴム(これ以外は原則として認めません))、身分証明書(小学生以下は必要ありません)、計算器具(そろばん、電卓)。ただし、電卓は計算機能のみに限り、印刷・メロディ音・プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能があるもの)、辞書機能があるものは持ち込みできません。

### 【身分証明書について】

原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる運転免許証、旅券(パスポート)、学生証、社員証など。身分証明書をお持ちでない方は十日町商工会議所検定係りまでご連絡下さい。

### ●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

### ●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

### ●遅刻禁止

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

### ●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者・試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者・他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者・その他の不正行為を行う者

### ●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

### ●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

### ●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

### ●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

### ●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

### ●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

### ●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。